

船舶インシデント調査報告書

平成28年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年8月11日 21時30分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬 ^{のきつづ} 東北東方沖 納沙布岬灯台から真方位070° 185海里付近 (概位 北緯44° 26.0′ 東経149° 51.0′)
インシデントの概要	漁船第一〇三晃 ^{こうしょう} 祥丸は、帰航中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年3月3日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一〇三晃祥丸、19トン HK2-22226（漁船登録番号）、個人所有 13.93m (Lr) × 3.28m × 1.19m、軽合金 ディーゼル機関、558.25kW、平成11年4月 第200-32480号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年6月10日 免許証交付日 平成23年2月2日 (平成28年12月12日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風向 東、風力 1 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、納沙布岬東北東方沖のさんま棒受網漁の漁場から帰航中、平成27年8月11日21時30分ごろ主機の潤滑油圧力低下警報が鳴り、主機が停止した。 本船は、船長が、機関整備業者と連絡を取りながら主機の始動操作を試みたが、始動できないので所属する漁業協同組合に連絡し、海上保安庁に本インシデントの発生を通報して巡視船及び僚船にえい航され、北海道根室市花咲港に帰った。 主機は、本インシデント後、機関整備業者が開放点検を行ったとこ

	<p>ろ、5番シリンダの燃料噴射弁の配管接続部が緩み、漏えいした燃料油がシリンダヘッドの吸気弁及び排気弁の弁ガイドと弁棒との隙間から燃焼室を経て油受内の潤滑油に混入し、粘度が低下するなど同油の性状が劣化しており、1番シリンダのピストンが焼き付いていることが判明した。</p>
その他の事項	<p>船長は、21時00分ごろ、主機のオイルミスト抜き管から潤滑油が漏えいしていることに気付いたが、その時は警報が発せられなかったこと及び油受内の潤滑油量を確認し、異常がないと判断したので航行を継続した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、納沙布岬東北東方沖の漁場から帰航中、潤滑油の性状が劣化した状態で運転が続けられたことから、1番シリンダのピストンが焼き付き、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、主機5番シリンダの燃料噴射弁の配管接続部が緩んだことから、同接続部から漏えいした燃料油がシリンダヘッドの吸気弁及び排気弁の弁ガイドと弁棒との隙間を通して油受内の潤滑油に混入し、粘度が低下するなど潤滑油の性状が劣化したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、納沙布岬東北東方沖の漁場から帰航中、潤滑油の性状が劣化した状態で運転が続けられたため、1番シリンダのピストンが焼き付き、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の潤滑油は、適宜、臭い、色相、粘度等を確認し、必要に応じて交換すること。